方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(1)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
手続き等総論に関する意見	
1.　都市計画決定権者と組合との関係について 　都市計画事業者は両市であるが、本「方法書」では「四條畷市交野市清掃施設組合」の行動等が記されている。また、「方法書」縦覧の問い合わせ先が「同組合」となっている。 　「条例」「同施行規則」及び「技術指針」においては、このような団体の役割、位置づけがされていないにも拘わらず、環境の保全の見地からと称して、生駒市住民に対処しようとしていることは、 本制度上から見ても、住民軽視の表れとしか言えない。	1.　本事業は都市計画決定を要する事業でありますことから、環境影響評価の手続きは大阪府環境影響評価条例第 33 条第 2 号に基づき都市計画決定権者である交野市及び四條畷市において実施いたします。 　方法書の内容は多岐にわたるため、ごみ処理施設全般に関するお問い合わせにも迅速に対応できるよう、大阪府環境影響評価条例施行規則第 102 条第 1 項に基づき、事業者である四條畷市交野市清掃施設組合に必要な協力を求めたもので、「問合せ先」に含めたものです。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(2)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見	
1．大気環境調査について、予定地としている候補地 3 の地上 60m(煙突の高さ 59m)点での高層風の風向風速調査、拡散調査、煙流調査を 1 年間実施すること。	1．事業計画地において地上 60m 付近で高層風の風向風速調査を１年間実施してまいります。 事業計画地の周辺には山地があり、複雑な地形における大気拡散予測の精度向上のために、野外拡散実験及び実験室での風洞実験を実施してまいります。
2．当地域の地形上、立地の気候「温度逆転層」の発生を四季を通じて測定する事を要求したい。寝屋川廃プラ施設においても、「VOC ガス」が、温度逆転層によりガスが拡散せず住民を苦しめ続けている事を重視している。	2．事業計画地において四季に各１週間、上層の気温を観測し、逆転層等の発生状況についての現状を把握できるものと考えています。
3．大気環境調査について、生駒谷(生駒市南田原、生駒市北田原、四條畷市上田原、四條畷市下田原地区)、高山谷(生駒市高山地区)は大気が停滞するので、半径 5 km内の 10 か所を調査すること。	3．方法書において生駒市北田原地区、四條畷市下田原地区、生駒市高山地区では、簡易法による大気質（窒素酸化物）の調査を実施することを記載しています。 なお、最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約 900m の山林内と予測しています。 このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の 2 倍程度の半径約 2km 以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。
4． (1)大気質、悪臭などの調査については、半径 2km 以内で 5 箇所、半径 3km 以内では 17 箇所となっているが肝心の下田原、田原台、さつきヶ丘、緑風台辺りの箇所が抜けていると思う。 これらの地域は、常に風下地帯であると思われるし、窪地の多い処であるから「温度逆転層」（大阪高裁・寝屋川廃プラ施設操業中止裁判の証人尋問参照）の形成されやすい地域であると思う。調査箇所について再考願いたい。 (2)気象調査について当施設の立地で一番問題と考えている点は、地形上、施設から北風が、田原地域に向かって流れている点であること。あらゆる公害は「風下地域に被害が出る」事が基本であるのに、半径 2km の範囲内まんべんなく測定するのは「理に叶っていない」し、その測定地点に異議があります。風下地域と窪地等、空気の流れを基礎とした測定地点を選んで欲しい。	4．最大着地濃度の出現が想定される地点は、事業計画地から南東方向約 900m の山林内と予測しています。 このため、調査地点は最大着地濃度出現距離の 2 倍程度の半径約 2km 以内の住宅地に配置し、この調査により周辺の大気質の現状を把握できるものと考えています。 四條畷市下田原地区、四條畷市田原台地区は約 2km 以内にあり、調査地点を設定しています。 四條畷市さつきヶ丘地区、四條畷市緑風台地区は事業計画地から南南西約 3.5km と離れており、また、方法書 p.147 風配図に示したとおり、事業計画地の風下側となる北北東の風の頻度は極めて少ないことから、大気質、悪臭の環境への影響は小さいと考えています。
5．ごみ収集車の排ガスに含まれている大気汚染物質「1,3-ブタジエン」の影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「1,3-ブタジエン」を追加すること。	5．平成 20 年度に地方自治体が全国の沿道 110 地点で実施した結果によりますと、道路沿道での 1,3-ブタジエンの年平均値は 0.25μg/m^3 で、指針値*（年平均値 2.5μg/m^{3}以下）を超えた地点はなく、自動車の影響は少なく、さらに国道 168 号におけるごみ収集車等の走行の占める比率は一般車両の２％程度であり、ごみ収集車等の通行によって、周辺環境に影響を及ぼす状況は極めて少ないと考えております。 ＊ 指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(3)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
調査・予測・評価に関する意見（続き）	
6．　ごみ収集車、工事車両、建設工事により発生する粉じんの影響がある。そこで、環境影響評価の大気質の環境項目に「粉じん」を追加すること。	6．　建設工事の際、工事用車両の車輪に付着した土壌等は、場外に退出する前に洗浄する予定であり、また、ごみ収集車は舗装路面を走行する計画です。 　さらに、ごみ収集車や工事用車両の走行時には、適正走行の徹底、不要なアイドリングや空ふかし運転をしない等の粉じん対策を講じることから、粉じんによる周辺環境への影響はないものと考えています。 　建設工事中は敷地外に粉じんが飛散しないよう、散水や囲いの対策をするので「粉じん」を追加する必要はないと考えています。
7．　施設の稼働や車の走行から発生する騒音等で、希少野生動物（特に鳥類）の生態に影響がある。そこで、陸域生態系の環境影響評価項目に「施設の稼働」「ごみ収集車等の走行」を追加すること。	7．　施設の稼働や車の走行から発生する騒音につきましては、方法書の「2-6 環境保全対策の実施の方針」（p45～50）に示す騒音対策を実施することにより、陸域生態系に対する影響が低減されるものと考えています。 　このため、「施設の稼働」及び「ごみ収集車等の走行」は環境影響評価項目に選定していません。 　施設の供用時及び工事期間中における環境保全対策については、今後さらに検討を進め、陸域生態系への影響を極力低減してまいります。
8．　景観の調査範囲について、地形によっては遠距離であっても影響がある。一律に 3 kmと設定した理由を明示すること。	8．　比較的細部までよく見え、気になるとされる距離は 1.3km とされており（「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」(平成 12 年、環境庁企画調整局)）、その 2 倍程度の距離を調査範囲としました。 　また、事業計画地から 3km の地点で煙突高さ 59m の視野角は 1.1 度であり、人間が普段集中している視野角は 46 度程度でありますので、視野の中に占める煙突の部分は小さく、景観への影響は軽微であると考え 3km 以遠での調査地点は設けていません。
9．　焼却灰の処理方法等の明細が明らかにされていない。「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」の詳細を明示すること。	9．　焼却灰については、本施設の建屋内にある、燃焼室出口にて湿潤化いたします。 　また、建屋内の灰ピットで保管後、灰搬出車に積み込み、処分先に搬出します。 　積載した焼却灰をシート等で覆うことで、搬送時の飛散防止に努めてまいります。 　また、「保管方法」「処理方法」「使用薬剤の情報」「最終処分の行き先、量」は準備書に記載してまいります。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(4)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他	
1．　候補地の立地評価に関する意見 (1) 方法書の「候補地の立地評価に至る経緯」において、候補地の選定及び評価に至る経緯、抽出及び評価方法が作為的であり、生駒市に隣接する候補地 3 を選定したことは恣意的であることから見直しをすること。 (2) 本「方法書」2-4-2 候補地の立地評価に至る経緯の記述には、その策定及び評価に至る経緯、候補地の抽出、及び候補地の評価方法等については検討内容が作為的で、生駒市北部地域住民の環境の保全の見地から見ると、生駒市に隣接する候補地 3 を選定したことは、条例改定の趣旨を無視して、その経緯の手段は姑息で且つ内容は恣意的である。 　従って、速やかに再検討の措置を講じることを要求する。 (3) 6 か所の候補地を評価したものであるならば、迷惑施設の最大の公害である、大気への影響からして、１及び２が妥当である。	1．　候補地の選定及び評価につきましては、平成 3 年の候補地選定評価から 18 年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地 3 が最も評価点が高い結果となったものであり、適切なものと考えています。
2．　技術指針との整合性 (1) 四條畷市及び交野市は、大阪府環境影響評価条例（平成 10 年 3 月）制定以前の昭和 52 年に候補地 3 を建設予定地として了解し、平成 3 年 7 月に最適であると決定したのち、平成 8 年度から平成 9 年度に用地を取得しており、平成 21 年 8 月に「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」が改定されたにも拘わらず、その施行規定を無視した形式的な候補地選定になっている。 (2) 改定規定に基づき、改めて、現状の地域概要等を用いて候補地選定を実施することを強く要求する。 (3) 平成 19 年 4 月に環境省が「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を策定しその実施の促進を図り、大阪府においても「環境影響評価および事後調査に関する技術指針」（平成 21 年 8 月）の改定を行ったにも拘らず、本事業計画策定にあたってはその環境配慮がなされているとはいえない。従って、上述の諸点を考慮すれば、本事業においては、改定同技術指針に従い、再度、事業計画策定段階からの環境配慮を実施し、大阪府環境影響評価の制度の規定を的確に実施すること。	2．　大阪府環境影響評価条例に基づく「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針（H21.8 改定）」（以下「技術指針」という。）においては「事業計画策定に当たって比較した、環境への影響の回避又は低減の検討が可能である複数案（事業の実施場所、規模と一体的に検討した事項がある場合は、当該事項に係る内容を含む）の内容、環境面から見た各案の長所・短所及び特に留意すべき環境影響の内容と対応方策を、方法書、準備書及び評価書に記載するものとする。」とされています。 　今回、都市計画決定手続きを進めるにあたり、平成 3 年の選定から 18 年が経過し社会状況や周辺地域（生駒市域含む）の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、評価項目についても見直しを行い、候補地について改めて評価を行い、検証したもので、候補地３が最も評価点が高い結果となったものです。 　また、この方法書は、技術指針に基づいて、候補地の立地評価に至る経緯及び、ごみ処理方式選定の経緯、環境配慮の内容について記載したものです。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(5)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他（続き）	
3．　立地評価の手法について (1) 候補地の抽出にあたって、候補地から除外する区域等の作業において生駒市地域への配慮がなされていない。 (2) 候補地３を最適地であるとしているが、生駒地域の現状の環境等を考慮して評価すべきである。	生駒市域における施設等を含め候補地から除外する区域等の作業を行うとともに、評価の項目としても盛り込んでいます。
(3) 府県がまたがっていても、風向きから考えても最も生活環境に影響のある地域である生駒市を調査の対象としていない候補地 3 の評価は到底認められるものではない。	方法書に記載した様に、「居住市街地・集落地までの距離」、「学校・病院等からの距離」、「近隣市の居住市街地・集落地までの距離」という評価項目で生駒市への影響の配慮を評価しています。
(4) 評価方法において、その算出方法及び結果が数値化されずに不透明である。また、候補地選考に関する 9 評価項目が全て同一のウエイトで取り扱われ、恣意的な選定になっている。 (5) 評価方法は、算出方法及び結果の過程が全く不透明である。候補地を再度見直し、近隣住民の生活環境に及ぼす影響に配慮した上で説明責任を果たし、明確な評価を公表されること。	方法書の表 2-4-5 において評価点の算出方法を示しておりますが、数値的なデータに基づき評価し、結果は表 2-4-7 において評価点(計)という形で数値的に示しております。また、評価項目の重要度に応じたウエイト付けを客観的に設定することが難しいと判断し、各項目にウエイト付けを行わずに評価しております。
(6) 評価結果の概要で、候補地 3 の長所として“輸送効率が最も良いこと”、“増設道路の必要がないこと”としているが、これは生駒市内の一般国道 168 号を工事中の車両通行及び焼却場完成後のごみの搬入ルートとするためで、その結果、生駒市域において、自動車自動車排ガス、自動車騒音及び道路交通振動等の環境の悪化が予測される。	一般国道 168 号における工事中及び供用後の車両の通行が沿道の環境に与える影響につきましては、供用後の国道 168 号におけるごみ収集車等の走行の占める比率が一般車両の２％程度であり、ごみ収集車等の通行によって周辺環境に影響を及ぼす状況は少ないと考えていますが、今後、調査・予測・評価を行ってまいります。
(7) いずれの候補地であっても、環境影響評価においては当然のこととされている環境配慮事項“法規制値より更に厳しい施設の環境保全対策を講じることなど、環境に与える影響を可能な限り軽減することにより対応する”と無意味な表現を引用している。 本文は環境影響評価の制度を理解していない記述であり削除し、現実的な環境の保全の措置を具体的に記述すべきである。	現実的な環境の保全の措置につきましては「2-6 環境保全対策の実施の方針」の中で施設の供用時及び工事期間中について現時点で想定される環境保全対策を可能な限り具体的に記載しています。 今後、調査・予測・評価を実施し、これらの結果を踏まえ準備書として取りまとめ、その中で、事業の環境影響とその配慮について、より具体的に示します。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(6)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他（続き）	
(8) 候補地３のみを対象に、昭和 53 年度、昭和 60 年度そして平成 4 年度と 3 回にわたって環境調査を行っている。しかし、なぜか平成 3 年度には、9 候補地をかかげ四條畷市、交野市のみの自然環境の保護、事業効率やごみの輸送効率等を配慮して、既ち、生駒市域の生活環境を無視して、曖昧な評価法で候補地 3 を最適候補地として選定している。 平成 4 年度までの環境調査の目的、結果の詳細等を公表し、9 候補地からの候補地選定の経緯を示し、且つ環境調査と候補地選定との整合性について説明することを求めるとともに、生駒市域の生活環境についても配慮することを要求します。	昭和 52 年に市議会等において、現計画地が予定地として了承され、昭和 53 年度、60 年度及び平成 4 年度事業を進めるために環境調査を行ったものです。 これらの調査結果につきましては、ご要望があれば情報提供をいたします。 候補地選定の経緯につきましては、平成 3 年に候補地の妥当性の検討を行った結果、最適であると評価しました。また、この候補地選定評価から 18 年が経過し社会状況や周辺の土地利用に変化がみられること等を踏まえ、受益を受けない近隣市への配慮も評価の項目として盛り込む等、評価項目についても見直しを行い候補地について改めて評価を行った結果、本事業計画地が、総合評価で最も高い評価となったものです。
4．　再評価した場合の生駒市の取り扱い 事業予定地の選定方法をやり直しても、同様であれば多大な影響を受けると思われる生駒市民及び生駒市を大阪府民及び大阪府下の市町村と同様の取り扱いをすること。	4．　候補地の選定及び評価につきましては、平成３年の候補地選定評価から 18 年が経過し、社会状況等の変化などを踏まえ、客観的な数値データに基づいて候補地について改めて評価を行い、検証した結果、候補地３が最も評価点が高い結果となったもので適切なものと考えています。 環境影響評価の手続きにつきましては、方法書の段階から生駒市においても方法書の縦覧を行うとともに、大阪府環境影響評価条例に規定はありませんが方法書の説明会を開催いたしました。今後も、府域と同様に大阪府の指導のもと、生駒市域においても環境調査や予測・評価を実施してまいります。
5．　「ごみゼロ化」政策の実施について 四條畷・交野両市はすみやかに「ごみゼロ化」政策を実施し、最大限のごみ減量化に努めるべきである。それによって、生駒市北部地区住民を環境上脅かすごみ焼却場の建設は不必要となる。少なくとも、現計画よりはるかに小規模のごみ焼却場で必要性は満たされることになる。そうすれば、現計画地ではない別のところに建設することも容易となる。「ごみゼロ化」政策の実施後にごみ焼却場建設計画の中止・修正を行なうべきである。	5．　両市においては、循環型都市の実現をめざし、３Ｒ／４Ｒの実践に取り組んでいるところです。 また、本施設の事業計画につきましては、両市から排出されるごみの減量化計画も含めて作成されたものです。 今後におきましても、更なるごみの減量化やリサイクルを進めてまいりますが、現施設は老朽化が著しい状況で、新たなごみ処理施設は必要であると考えています。

方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解(7)

方法書についての意見の概要	都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解
その他（続き）	
6．　健康についての意見 　寝屋川廃プラ処理施設周辺住民の健康被害を考えるとき、環境調査の時点で、何らかの失敗があったのではないかと、大いにビビってしまう。方法書では、大事を踏んで将来のため、住民希望者に、保健所で事前健康診断を受けておいてもらうと云うような方法はないのでしょうか。もしなければ、今からでも、その立法者に注言されるべきでありましょう。	6．　本施設の稼働に伴う排出ガスの影響につきましては、環境影響評価手続きを通じて、より環境負荷を低減する事業計画とすることから、本施設の稼働に伴う、住民を対象とした事前の健康診断の実施は考えていません。
7．　行政への意見 　当施設を建設するに当たり、四條畷市、交野市は「情報公開」を避けてきたと共に、市民に向き合わず周辺住民の説得を怠ってきました。地方自治体といってもこのような事では、とても「中央から地方へ」という行政のトレンドに賛同出来ません。	7．　本施設整備にあたり、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画や、新ごみ処理施設整備基本計画等の策定に関して、市民の皆様の参画をいただくとともに、広報誌やホームページ、交野市、四條畷市、生駒市における住民説明会の開催等を通じて、情報の提供に努めてまいりました。今後とも、より一層の情報公開や制度の説明などに努めます。
8．　地元合意について 　当該事業について、その環境上の影響を最も受けると予想される生駒市北部地区住民の合意が得られていない。これまで説明会が複数回実施されたが、同地区住民を納得させることは出来なかった。また、今回の方法書の意見の受け付けにおいても、同地区の多くの住民が当該事業反対の意見書を提出している。同地区住民の合意が得られるまで当該ごみ処理施設の建設を前提とした環境影響評価は実施すべきではない。	8．　現施設は経年的な老朽化が著しく、施設は限界にきています。将来にわたって安定したごみ処理を続けていくためには新たなごみ処理施設の整備が必要であります。 　施設整備にあたっては、大阪府環境影響評価条例に基づき、周辺地域の環境保全に配慮をする中で環境調査及び環境影響の予測・評価を行ってまいります。その結果については、準備書として取りまとめてまいりますが、今後においても、生駒市民の皆様に、引き続きご理解をいただけるよう努めてまいります。